

自動販売機設置者の募集に係る仕様書

1 設置場所等

(1) 募集する自動販売機の設置場所、台数、貸付料金及び種類は、次のとおりとする。

【都市公園】

設置場所	台数	面積	貸付料金	種類
エスファクトリー東北中江公園 (中江中央公園)	1台	1m ² 以下／1台	月額1万円	・飲料水（酒類・ ビン類を除く） の自動販売機 (災害救援対応 型)
萩洗公園	1台	1m ² 以下／1台	月額1万円	
かがの公園	1台	1m ² 以下／1台	月額1万円	
鹿ヶ城公園	1台	1m ² 以下／1台	月額1万円	
只野組豊里花の公園(花の公園)	1台	1m ² 以下／1台	月額1万円	

(2) 設置場所については別紙配置図のとおり。

(3) 配置図は、物件概要を把握するための参考資料であるため、現地の状況については、直接調査・確認のうえ、申し込むこと。

2 設置期間

(1) 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

(2) 前項の設置期間において、市長が特別な理由があると認められる場合を除き、自動販売機の撤去はできないものとする。

3 貸付料金

(1) 上記別表のとおり。

(2) 自動販売機の設置に係る電気料は、設置者の負担とする。

(3) 設置料金は、施設管理者の発行する納入通知書により、四半期毎に市が指定する期日まで納入すること。

4 電気料金

(1) 自動販売機の設置に係る電気料（自動販売機設置者が、自動販売機に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、当該電気の使用料を電力会社に支払う場合を除く。）は、市が発行する納入通知書により、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより算出する額を、四半期毎に当該納入通知書で指定する日までに市に納入しなければならない。

(2) 子メーターを設置して使用する自動販売機

電気料（月額・円未満切捨て） = {電力量料金単価（税込み） × 当該子メーターの表示する月間消費電力量}

※メーターの数値は毎月住宅都市整備課まで報告すること。

(3) 子メーターを設置しないで使用する自動販売機

電気料（月額・円未満切捨て） = {電力量料金単価（税込み） × (定格消費電力×稼働率 × 24時間) × 365日 × 1月 ÷ 12月}

※ 電力量料金単価：四半期ごとの単価±燃料費調整額

稼働率：0.5

5 申込み方法

公募参加申込書類を令和8年1月20日（火）から令和8年2月20日（金）午後5時まで（午前9時から午後5時の間）に登米市建設部住宅都市整備課（中田庁舎1階）に持参すること。
※複数の施設に設置を希望する場合は、施設ごとに公募参加申込書類を作成すること。

6 公募参加者の資格

- (1) 公募参加者に必要な資格は、次の各号のすべてを満たす個人又は法人とする。
 - (2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意見付与の審判を受けた被輔助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者であって復権を得てない者
 - (3) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 使途の契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正行為をした者
 - イ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が市との契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により市が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく市との契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過していない者又はその者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用していた者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
 - (5) 国税、県税及び市税を完納している者であること。
 - (6) 自動販売機の設置業務において2年以上管理・運営の実績を有していること。

7 公募参加申込書類

(1) 設置希望者は、以下の書類により申込みすること。

No.	提出書類	備 考
1	公募参加申込書	・様式第1号
2	登記事項証明書 (法人の申請のみ・写し可)	・法務局で発行する「履歴事項全部証明書」又は 「現在事項全部証明書」 ・提出する3ヶ月以内に発行されたもの
3	身分証明書(個人の申請のみ)	・市町村で発行したもの
4	国、県及び市税の納税証明書	・国、県及び市税の滞納がないことを証明する書類
5	使用許可書又は契約書の写し	・国及び地方公共団体との許可書等がある場合は その書類(無い場合は民間との契約書等の写し) ・2年以上の実績が確認できる書類
6	更正手続又は再生手続開始の決定を受けた者が入札参加に支障がないことを証明する書類	・更正手続又は更正手続開始の決定を受けた者が 申請する場合のみ提出 ・裁判所で発行するもの
7	自動販売機の機械仕様書	・設置面積及び定格消費電力等の自動販売機の仕様が確認できるもの

(2) 複数の施設への設置を申込みする場合は、2箇所目以降の参加申込書類のうち2~7の書類を省略できるものとする。

(3) 市長は、上記表の提出書類を審査した結果、公募への参加資格がないとしたものについて
は、その旨を通知しなければならない。

8 抽選による設置者の決定

設置希望者が公募台数を超える施設については、次の日時及び場所において抽選を行い、設置者を決定する。

(1) 抽選会日時 令和8年2月27日(金)

抽選順序	設置場所	開始時刻
1	エスファクトリー東北中江公園(中江中央公園)	午後1時30分
2	萩洗公園	午後1時35分
3	かがの公園	午後1時40分
4	鹿ヶ城公園	午後1時45分
5	只野組豊里花の公園(花の公園)	午後1時50分

(2) 開催場所 登米市役所中田庁舎1階 101会議室

(3) 業者が1つの施設に設置できる自動販売機の数は1台を限度する(1つの施設において設置希望者が1業者だけの場合を除く。)。

9 自動販売機の機能に関する事項

- (1) 設置する自動販売機には、販売し管理するものの会社名又は管理社名を必ず明記すること。
- (2) 自動販売機の機種は、省エネ法（「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）」に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよい自動販売機であること。
- (3) 自動販売機の機種は、災害発生時など停電が発生した場合に、非常用電源（バッテリー）より、必要な電力を供給して自動販売機内の商品を出すことができる自動販売機であること。
- (4) 自動販売機窃盗被害の発生防止のため、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会）による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。
- (5) 自動販売機を据付ける場合は、日本工業規格（JIS）の据付基準又は（社）全国清涼飲料工業会の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を講ずること。

10 自動販売機の搬入等に係る事項

- (1) 自動販売機を搬入する際は、公園利用者の支障とならないように、安全対策等に配慮すること。また、自動販売機の設置等に必要な資材は、設置者が用意すること。
- (2) 自動販売機の設置者は、空き缶及びペットボトルの回収箱を設置し、定期的にこれらの回収を行うこと。
- (3) 自動販売機の設置・撤去に係る費用は設置者負担とする。
- (4) 販売商品の価格は標準販売価格以下とすること。

11 その他

- (1) 自動販売機の設置者は、設置した自動販売機の売上に係る報告書を、四半期ごとに取りまとめ、四半期最終月の翌月の 15 日までに施設管理者に提出すること。
- (2) 申込みする際は、公募参加者の資格要件等を確認したうえで申込みすること。
- (3) 自動販売機の設置者決定後、設置者は市と賃貸借契約書及び災害時における清涼飲料水提供に関する協定を締結すること。

12 問合せ先

登米市建設部住宅都市整備課（登米市役所中田庁舎 1 階）

TEL : 0220-34-2316

FAX : 0220-34-3448 E-mail : jyutakutoshi@city.tome.miyagi.jp